

## フランスの家族給付の改訂



### 70年8月1日の改訂

70年7月30日の命令 (décret) 第70—678号と第70—679号で家族給付の改訂がおこなわれた。すなわち、69年8月1日以来377.50フランとされていた家族手当等の算定基準が70年8月1日から394.50フランに引き上げられ、第3子と第4子以降についての固有の家族手当の支給率が従来の35%から37%へ引き上げられた。その結果、個有の家族手当の支給率は、2人の子につき前記算定基準の22%、3人の子につき59%、4人の子につき96%、そして4人を越える子1人につき33%を上積

みするということになった。

ところでこれらの改訂の際、政府はあわせて71年1月からさらに家族給付を改訂する旨を明らかにし、とくに補償手当 (l'indemnité compensatrice—家族もち労働者に対してその払込んだ税金の一部を払戻すもの) を71年1月1日より廃止すること、および単一賃金手当制度を同じく71年1月1日より改訂し、月収4,000フランを越える家族についてこの手当の支給を廃止するなどいくつかの計画を発表した。わが国では、このフランス政府の計画を最終的な決定と受けとり、一部に誤解が生じているようである。

いうまでもなく、家族給付制度のような国民生活に直接結びついた制度に加えられる改廃はいわゆる法律事項として、なんらかの立法手続きを必要とし、単に政府の決定だけで実施される性質のものではない。フランスの場合には、さらに、仮りに法律によって明確な形で法定化されても、実際には実行されないという事例さえあり、66年に法制化された自営業者の疾病保険制度が、当事者の反対で数年間も実施されなかったという例にその間の事情が現われている。

そこで、フランスの家族給付につき、最終的な改訂がおこなわれ、71年1月1日から実施されている事項をとりあげて、以下に整理をしておくことにしよう。

### 71年1月1日以降の状況

#### (1) 家族給付の算定基準

まず各種の家族給付を算定するために用いられる二つの基準であるが、この点は70年8月1日現在と同じであり、単一賃金手当と主婦手当の算定基準が194.50フラン、その他の各種家族給付の算定基準が394.50フランであ

る。

(2)各種の家族給付

産前手当と出産手当についてはまったく改訂がおこなわれていない。すなわち前者は算定基準の22% (86.79フラン) を月額として9か月分を産前3回に分けて、後者は算定基準の2倍を産後2回 (計1,025.70フラン) に分けて、それぞれ支給される。

家計収入が被用者の賃金のみで、妻が家庭内で子どもの養育に当たる家族に対して支給される単一賃金手当、および同じ目的で自営業者の家族に支給される主婦手当は、ともに婦人を家庭内にとどまらせることになるということで、労働力不足に悩むフランスではこれについての改革が早くから検討されてきた。一方にはこれらを廃止すべきであるという議論もあり、政府は70年8月の段階で月収4,000フランを越える家族についてはこれを71年1月1日から廃止する計画を明らかにしたが、結果的には廃止されるまでに至らず、給付率に簡単な改正がおこなわれるにとどまった。

改正の結果、71年1月1日から実施されて

いる給付内容はつぎのとおりである。

まず2歳未満の子がいる家族とそうでない家族とに分け、前者にはすべて算定基準の50% (97.25フラン) の単一賃金手当または主婦手当 (いずれも同額) を支給し、2歳未満の子がいない家族の場合にはつぎのような単一賃金手当または主婦手当が支給される。

単一賃金手当

子1人につき	算定基準の20%	(38.90フラン)
子2人につき	"	40% (77.80 " )
子3人につき	"	50% (97.25 " )

主婦手当

子2人につき	算定基準の10%	(19.45フラン)
子3人につき	"	20% (38.90 " )
子4人につき	"	30% (58.35 " )
子5人につき	"	40% (77.80 " )
子6人につき	"	50% (97.25 " )

他方、固有の家族手当の支給率は、以前とほとんどかわりなく、2人の子につき算定基準の22%、3人の子につき57%とされるが、子が3人を越える場合については、改訂がおこなわれ、1人増えるごとに35%が支給され

ることとなった。そのほか、住宅手当、心身障害児教育特別手当などは従来どおり算定基準の50% (197.25フラン) である。

最後に、家族もち労働者に対してその払込んだ税金の一部を払戻す「補償手当」は廃止される予定であったが、結果的には廃止されなかった。従って、71年1月1日現在で、この補償手当と固有の家族手当とを合算した家族給付(もっとも一般的な受給形態)の額はつぎのようになっている。

子2人につき	96.60フラン	(月額)
子3人につき	257.67	" ( " )
子4人につき	418.71	" ( " )
子5人につき	563.98	" ( " )
子6人につき	709.20	" ( " )

Liaisons sociales : *Législation sociale*, No. 3659 du 4 août 1970.

Ministère de la santé publique et de la sécurité sociale : *La protection sanitaire et sociale en France*, 1971.

(上村政彦 健保連)